

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和7年5月29日(2025.5.29)

【公開番号】特開2024-79451(P2024-79451A)

【公開日】令和6年6月11日(2024.6.11)

【年通号数】公開公報(特許)2024-107

【出願番号】特願2022-192419(P2022-192419)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 326Z

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月21日(2025.5.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の電子部品が実装される複数の基板を備える遊技機であって、

前記複数の基板のうち特定基板の表基板面には、少なくとも表面実装電子部品が複数実装され、

前記表面実装電子部品は、前記特定基板の表基板面に表面実装される第1特定表面実装電子部品と、前記特定基板の表基板面に実装された状態で、前記第1特定表面実装電子部品よりも当該特定基板の表基板面の上方に配置される第2特定表面実装電子部品と、を有し、

前記第2特定表面実装電子部品は、前記表面実装電子部品でありながらも前記特定基板の表基板面に表面実装されることなしに当該第2特定表面実装電子部品の接続端子にリードの一端がハンダ付けされた特別挿入電子部品として、当該リードの他端を前記特定基板に形成されるスルーホールに挿入させて当該特定基板の表基板面に挿入実装されるものであり、

前記特別挿入電子部品は、前記第1特定表面実装電子部品との間にその他の電子部品を挟むことなしに配置されており、

前記特別挿入電子部品と前記第1特定表面実装電子部品は、前記特定基板に実装された状態において、前記特定基板の表基板面からの前記特別挿入電子部品の高さは、前記第1特定表面実装電子部品よりも高くされ、

少なくとも前記第2特定表面実装電子部品は、当該第2特定表面実装電子部品の外観の色とも前記第1特定表面実装電子部品の外観の色とも異なる特別色の被覆部によって覆われている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に係る発明によれば、

40

50

複数の電子部品が実装される複数の基板を備える遊技機であって、  
前記複数の基板のうち特定基板の表基板面には、少なくとも表面実装電子部品が複数実装され、

前記表面実装電子部品は、前記特定基板の表基板面に表面実装される第1特定表面実装電子部品と、前記特定基板の表基板面に実装された状態で、前記第1特定表面実装電子部品よりも当該特定基板の表基板面の上方に配置される第2特定表面実装電子部品と、を有し、

前記第2特定表面実装電子部品は、前記表面実装電子部品でありながらも前記特定基板の表基板面に表面実装されることなしに当該第2特定表面実装電子部品の接続端子にリードの一端がハンダ付けされた特別挿入電子部品として、当該リードの他端を前記特定基板に形成されるスルーホールに挿入させて当該特定基板の表基板面に挿入実装されるものであり、

前記特別挿入電子部品は、前記第1特定表面実装電子部品との間にその他の電子部品を挟むことなしに配置されており、

前記特別挿入電子部品と前記第1特定表面実装電子部品は、前記特定基板に実装された状態において、前記特定基板の表基板面からの前記特別挿入電子部品の高さは、前記第1特定表面実装電子部品よりも高くされ、

少なくとも前記第2特定表面実装電子部品は、当該第2特定表面実装電子部品の外観の色とも前記第1特定表面実装電子部品の外観の色とも異なる特別色の被覆部によって覆われている

ことを特徴とする。

10

20

30

40

50